

## 労働安全衛生規則第151条の25

事業者は、フォークリフトを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

1. 制動装置及び操縦装置の機能
2. 荷役装置及び油圧装置の機能
3. 車輪の以上の有無
4. 前照灯、後照灯、方向指示器及び警報装置の機能